

静岡県人事委員会は、単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1270

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第11条の5第3項の同条第1項、教職員給与条例第12条の5第3項の同条第1項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第11条の5第3項の同条第1項、教職員給与条例第12条の5第3項の同条第1項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（<u>法第28条の6第1項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。</u>）をされたこと。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、給与条例第11条の5第3項の同条第1項、教職員給与条例第12条の5第3項の同条第1項及び警察職員給与条例第11条の10第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
 - (1) 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（以下「令和5年旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - (2) 令和3年改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 施行日前に、改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第2号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。